

つやま企業サポート事業

設備導入サポート補助金交付要領

平成27年6月1日制定
平成28年4月1日改定
平成29年4月1日改定
平成31年4月1日改定
令和2年4月1日改定
令和3年4月1日改定
令和5年4月1日改定

(目的)

第1条 つやま産業支援センター（以下「センター」という。）は、公益財団法人岡山県産業振興財団（以下「岡山県産業振興財団」という。）が行う設備貸与制度（以下「設備貸与制度」という。）を利用して市内の事業所において新たに設備を導入する事業者に対して、つやま企業サポート事業設備導入サポート補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において交付し、市内の事業者の円滑な設備投資を促進し、本市の経済の持続的な発展を図ることを目的とする。

2 補助金の交付については、津山市補助金等交付規則（昭和42年津山市規則第13号）及びつやま企業サポート事業補助金交付要綱（以下「補助金交付要綱」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、補助金交付要綱第2条第1号に定める企業（以下「補助対象者」という。）とする。ただし、補助金交付要綱第3条第2項各号に掲げる要件に該当する場合はこの限りでない。

(補助対象事業)

第3条 補助対象者が、岡山県産業振興財団が行う設備貸与制度を利用して市内の事業所において新たに設備を導入するとき、その申請に基づき補助金を交付する。

(補助対象経費等)

第4条 補助対象経費は、補助対象事業を行うときに岡山県産業振興財団に支払う保証料の額とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、別に定める様式による交付申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、当該年度末日10日前までにセンターに提出しなければならない。

- (1) 設備貸与制度の利用に係る契約を確認することができる書類の写し
- (2) 岡山県産業振興財団に支払った保証金の領収書の写し

(3) 市税完納証明書

(4) その他センターが必要と認める書類

(補助金の制限)

第6条 補助金の交付は、1補助対象者当たり、補助対象経費の2分の1以内とし、同一年度内において50万円を限度とする。ただし、新たに導入する設備が産業用ロボット(JIS B 0134)に該当する場合、補助対象経費の3分の2以内とし、同一年度内において50万円を上限とする。補助金の申請については1事業者あたり年度内において1回のみとする。

(交付決定)

第7条 本要領においては、補助事業の決定をもって補助金の額の確定とする。

(補助金の支払い方法)

第8条 補助金の支払いは、精算払いとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、センターが別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要領は、制定の日から施行し、令和5年度分の補助金から適用する。

(経過措置)

2 この要領の施行日において現に保証金（平成28年4月1日以後に納付されたものに限る。）の納付が完了している者の第2の規定の適用については、同条中「保証金の納入の日」とあるのは、「この要領の制定の日」とする。